

令和 2 年度第 2 回尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会  
における議題説明書

議題

公立・公的病院における具体的対応方針の決定について（資料 1-1、1-2）

問い合わせ先  
愛知県瀬戸保健所総務企画課 総務・企画グループ  
TEL：0561-82-2196

（議題の説明）

本県におきましては、平成 30 年 2 月 7 日付けの厚生労働省通知に基づき、地域医療構想の達成に向けて議論を進めています。この通知では、「都道府県は毎年度、具体的対応方針をとりまとめること。」とされておりますので、令和 2 年度においても、公立・公的病院における「2025 年において担う役割の方針」及び「2025 年に持つべき病床数の方針」について、とりまとめのうえ決定いたします。

資料 1-1 は、2025 年における役割及び医療機能ごとの病床数について、各病院の具体的対応方針として、現行の医療計画別表及び病床機能報告をベースに県医療計画課でまとめたものです。

現行の医療計画別表から、「2025 年において担う役割の方針」欄を作成しましたが、これは、厚生労働省が「医療計画における 5 疾病・5 事業及び在宅医療等」を「役割」の項目として示したことから、本県においてもこれを担うべき役割としていることによるものです。なお本県の判断基準は、資料 1-2 のとおり、愛知県医療計画別表に記載の基準に準拠することとしており、この資料に個別の基準が記載されています。

なお資料 1-1 の「2025 年において担う役割の方針」の一番右列のその他（地域医療支援病院）の欄ですが、当圏域の地域医療支援病院について、従来からの公立陶生病院に加え、令和 2 年 3 月 24 日付けで新たに旭労災病院が承認されておりますので、今回同病院が 2025 年において、その役割を担うものとしております。

なお「2025 年に持つべき病床数の方針」については、「その他の医療機関の担う役割を踏まえて最終的に決定すること」としており、今回資料に記載の数字は、令和元年度の病床機能報告数値による暫定値となっておりますので、ご了解ください。